

# 熊本県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画の変更【概要】

本計画は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 5 条に基づき、本県における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する事項を定める計画である。令和 4 年 3 月に上位計画である熊本県住生活基本計画を改定したことに伴い、本計画を見直すもの。

## 1 主な変更のポイント

- ① 住宅確保要配慮者の範囲……………対象となる被災者の範囲を拡大
- ② 公営住宅の供給目標量……………熊本県住生活基本計画と整合
- ③ 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項……………既に行われている取組みを追記

## 2 変更の内容

	項目	変更前	変更後
1	範囲	仮設住宅入居中の熊本地震の被災者	応急仮設住宅等に入居中の被災者
2	供給目標量	19,400 戸	17,500 戸
3	入居の促進	必要に応じて市町村住宅確保要配慮者居住支援協議会を設立されるよう働きかける。	地域の実情に応じた居住支援体制が構築されるよう市町村住宅確保要配慮者居住支援協議会を設立されるよう働きかける。
4	入居の促進	(現状の取組みを追記)	熊本県住宅確保要配慮者居住支援協議会、市町村住宅確保要配慮者居住支援協議会及び熊本県居住支援法人連絡会の連携強化や研修会の開催等により居住支援の活動を支援する。
5	入居の促進	(現状の取組みを追記)	熊本県外国人サポートセンター等と連携し、外国人の居住確保に関する情報提供や相談体制の充実に取り組む。
6	入居の促進	住宅扶助費の代理納付の手続きは、福祉事務所その他の関係者と協議・調整して行う。	県、市町村、居住支援法人及び市町村住宅確保要配慮者居住支援協議会は、必要に応じて住宅扶助費の代理納付の推進や手続きの案内を行い、福祉事務所その他の関係者と協議・調整を行う。
7	入居の促進	市町村において、地域住民のニーズや公営住宅の状況等を踏まえ、登録住宅のバリアフリー化等の改修への支援及び登録住宅入居者の負担軽減への支援の必要性について検討されるよう働きかける。	市町村において、地域住民のニーズや公営住宅の状況等を踏まえ、登録住宅のバリアフリー化等の改修への支援、登録住宅入居者の負担軽減への支援及び空き家を活用したセーフティネット専用住宅への改修支援の必要性について検討されるよう働きかける。
8	計画期間	2018 年度（平成 30 年度）から 2025 年度までの 8 年間	令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間